契約条項 P-6904(2)_210118

乙は、「SE サービス バリアブルワークフロー運用立ち上げ支援サービス」（以下「本サービス」という）を以下のとおり提供します。

1. 乙は、次の業務のうち、注文書に記載された業務を実施します。

サービス名	内容および提供条件
XMPie®uDirect®インストール代行	XMPie®uDirect®のインストール作業及び動作確認を実施します。
XMPie®uDirect®教育	乙所定の教育資料を使用し、XMPie®uDirect の操作方法に関する教育を実施します。
XMPie®uDirect®運用支援	① 甲の導入した XMPie®uDirect®に関する運用手順書の作成、運用教育等の支援を実施します。 ② 提供内容については別途甲乙間で協議決定するものとします。
VIPP PRO 設計ツール Light インストール代行	VIPP PRO 設計ツール Light のインストール作業及び動作確認を実施します。
VIPP PRO 設計ツール Light 教育	乙所定の教育資料を使用し、VIPP PRO 設計ツール Light の操作方法に関する教育を実施します
VIPP PRO 設計ツール Light 運用支援	① 甲の導入した VIPP PRO 設計ツール Light に関する運用手順書の作成、運用教育等の支援を実施します。 ② 提供内容については別途甲乙間で協議決定するものとします。
Microsoft®Excel® Microsoft® Visual Basic®for Applications によるデータ成型教育(提供)	「Microsoft®Excel® Microsoft® Visual Basic®for Applications によるデータ成型教育」(1 冊)および「サンプル CD」(1 枚)、バリアブル印刷に関するデータ成型方法の技術情報を提供します。
Microsoft®Excel® Microsoft® Visual Basic®for Applications によるデータ成型教育	① 乙が提供した「Microsoft®Excel®Microsoft® Visual Basic®for Applications によるデータ成型教育」(1 冊)および「サンプル CD」(1 枚)の内容に対する教育を実施します。 ② 「Microsoft®Excel®Microsoft® Visual Basic®for Applications によるデータ成型教育」以外の内容に関する教育は、対象外とします。
FreeFlow Core 教育	乙所定の教育資料を使用し、FreeFlow Core の操作方法に関する教育を実施します
顧客分類分析支援(basic)	① 甲の顧客データ及び販売データを乙所定の方法で分析し、報告レポートを提供します。 ② 乙指定のデータ形式でデータが用意されることが前提となります。
顧客分類分析支援(advance)	① 顧客分類分析(basic)の内容に加え、属性情報や購買商品情報を加味した分析を乙所定の方法で分析し、報告レポートを提出します。 ② 乙指定のデータ形式でデータが用意されることが前提となります。 ③ 提供内容については別途甲乙間で協議決定するものとします。
販促効果向上分析支援	① 甲の販促に関する課題をヒアリングし、データ分析による支援や販促効果向上に向けた支援を実施します。 ② 提供内容については別途甲乙間で協議決定するものとします。

2. 本サービスの詳細は、別途甲乙間で協議決定するものとします。
3. 本サービスの実施は、甲乙が契約時に合意した期間・回数・人数とし、甲が当該期間・回数・人数を超えて本サービスの実施を希望する場合、乙は別途見積りを甲に提示し、甲の同意にもとづき本サービスを提供するものとします。
4. 本サービスが完了した場合、甲は、すみやかに内容を確認し終了確認書、受領証もしくは受講完了書を乙に交付するものとします。
5. 本サービスにおける出力結果の確認は、乙が指定するプリンターで行うものとします。
6. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本サービスの対価を乙に支払うものとします。
7. 「成果物」に関する保証については、「成果物」に誤植，落丁，乗損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合に、「成果物」の納入から 3 ヵ月間、無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
8. 本サービスの履行にあたり新規に開発された物，構造，方法もしくは手順等に関するアイデア，コンセプトであって、システムの設計，開発及び製作等に必要なエンジニアリング資料，図面，仕様書，指示書，手順書，報告書及びその他の技術資料に含まれる成果に関して「工業所有権等」を取得する権利は、甲が発明･考案を行った場合は甲に、乙が行った場合は乙に、甲乙共同で行った場合は甲乙共有(持分均等)に帰属します。
9. 「成果物」の著作権は、著作権法第 27 条(翻訳 ・ 翻案権)および第 28 条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利) の権利を含み、「成果物」の納入の時点で、乙から甲に移転するものとします。ただし、「成果物」を構成する著作物のうち、本サービスに着手する以前から乙が著作権を保有していたものの著作権は、乙に留保されるものとします。
10. 甲が乙の責に帰すべからざる理由で本サービスを中止した場合、甲は、本サービスの出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料,「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡します。
11. 「成果物」納入または「支援業務」完了後に甲がシステムの構成を変更し、乙に「成果物」の修正または「支援業務」等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。
12. 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上